

機能訓練指導員養成研修 説明会

平成30年度介護保険制度改正で、はり師・きゅう師も一定の要件を満たせば機能訓練指導員として介護保険制度の中で仕事ができるようになりました。

介護予防鍼灸師の技術と知識を活かして、介護保険の中で日常生活機能を向上していくには、知識や技術だけでなく、様々な実務の経験が必要です。

提携のデイサービス事業所と連携をとって、その実務的な技術と知識を学ぶことができます。修了後には機能訓練指導員の証明書が発行されます。

学校卒業後6ヶ月間は、研修日以外を見習いとして働き、終了後に就職もできます。

1. 機能訓練指導員の仕事とは

どんな仕事をするの？ どこで働くの？ どれだけ給料もらえるの？

2. 機能訓練指導員養成研修の内容と方法

研修で何を学ぶの？ 研修の期間は？ 毎日出席？ 途中欠席したら？

3. 質疑応答

日程

平成30年12月8日(土)	午後6時～7時半
平成30年12月16日(日)	午前10時半～12時
平成31年1月12日(土)	午後6時～7時半
平成31年1月20日(日)	午前10時半～12時

会場

大阪府鍼灸師会館会議室
〒530-0037 大阪市北区松ヶ枝町6-6

申込

FAX：06-7635-7602
Mail：japan.sakkashin@gmail.com

参加費
無料

- ※ どの日程でも内容は同じです。
- ※ 鍼灸学校の学生も参加できます。

主催：特定非営利活動法人 日本擦過鍼協会

後援：公益社団法人 大阪府鍼灸師会